

使用前確認証

原規規発第 2110281 号

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 殿

令和3年4月12日付け原子力発第20456号（令和3年6月30日付け原子力発第21140号及び令和3年10月5日付け原子力発第21221号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第21条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和3年10月28日

原子力規制委員会

